

## “防災”を考えませんか

1月1日に「令和6年能登半島地震」が発生しました。いつ発生するか分からない自然災害への備えを、今一度確認しましょう。

### 「備蓄」はできていますか



非常備蓄品は、災害直後から物資が流通するまでに必要なものです。西脇市でも食料や資材などを備蓄していますが、各家庭でも家族が**最低3日間**は過ごせるように備えましょう。



#### 備蓄品の例

- 飲用水（1人1日3リットルを目安に3日分）
- 缶詰、レトルト食品、カップ麺など
- お米（アルファ米、無洗米）
- 栄養補助食品
- あめ、ビスケットなどのお菓子
- 調味料
- インスタントみそ汁、スープ
- 卓上コンロ、ガスボンベ、固形燃料
- 懐中電灯、予備電池



#### ローリングストック

日常的に使う水などの食品やトイレトペーパーなどの日用品を少し多めに購入し、使った分を買い足すことを「ローリングストック」といいます。常に品物が備蓄でき、また鮮度も保つことができます。

## 被災地支援



DMAT（災害派遣医療チーム）を派遣

西脇市や西脇病院も被災地支援に取り組んでいます。また、市役所や茜が丘複合施設みらいえなどでは、義援金を受け付けています。

- ▶被災地への病院（医療）職員の派遣
- ▶石川県珠洲市への災害支援寄附（ふるさと納税）の代理受け付け

## ご意見をお寄せください

パブリック・コメント

### 西脇市地域公共交通計画（案）

市内では日常生活における移動を支える公共交通として、鉄道やバス、タクシーなどが運行されています。令和3年には、公共交通空白地の解消と利便性向上を図るために公共交通網を再編。デマンド型乗合タクシー「むすブン」と、市街地を循環するループバス「めぐリン」の運行を開始し、コミュニティバスと路線バスに市内均一料金制度を導入しました。

このたび、市の公共交通ネットワークのより一層の充実や西脇市が抱える現状、社会状況の変化を踏まえて、公共交通整備の方向性を示すため、西脇市地域公共交通計画を策定します。市民の皆さんのご意見を募集します。

#### ▶募集期間

2月19日（月）まで

#### ▶閲覧場所

まちづくり課・情報公開コーナー（市役所内）、図書館（みらいえ内）、市ホームページ

#### ▶意見の提出方法

任意の様式で持参、郵送、ファクスまたはメールで下記へ（住所、氏名や団体名、電話番号を明記）

#### ▶提出先・問合せ

〒677-8511

西脇市下戸田128-1

西脇市まちづくり課

☎22-3111（内線3032）

FAX22-1014

✉machi@city.nishiwaki.lg.jp



手続きはお早めに

# 市県民税の申告受け付け

2/16（金）～3/15（金）

市民交流施設あつまるスタジオ

市県民税は個人が前年中に得た所得に対して課税されます。申告に必要な書類を準備の上、早めに手続きをお済ませください（所得税の確定申告は西脇税務署で受け付けます。この場合、市民交流施設での市県民税の申告は不要です）。

▶問合せ 税務課（市役所内線1091・1092）

※18、20号に関連記事

### 申告書が必要な方は問合せを

令和5年に「市県民税申告書」を提出した方には、事前に申告書を送付します。申告書が必要な方は、税務課へお問い合わせください（市ホームページ＝QRコード＝から取得することもできます）。申告書は会場へ提出してください。

収入がなかった方でも、国民健康保険税や所得証明書などの基礎資料として申告が必要になる場合があります。申告書にその旨を記載し、提出してください。

#### ▶ホームページから取得できる用紙

- ▷市県民税申告書
- ▷申告の手引
- ▷農業用収支計算の手引
- ▷医療費控除の明細書



### 医療費控除を申告する方へ

事前に「医療費控除の明細書」を記入し、申告会場へお越しください。領収書の提出は不要ですが、ご自身で5年間保存してください。

### 受付日程

受付時間／午前9時～11時30分、午後1時～3時30分

	月日	受付対象地区
2月	16日（金）、19日（月）	西脇地区
	20日（火）～21日（水）	比延地区
	22日（木）、26日（月）	芳田地区
	27日（火）～29日（木）	黒田庄地区
3月	1日（金）、4日（月）～5日（火）	津万地区
	6日（水）～8日（金）	日野地区
	11日（月）～13日（水）	重春地区
	14日（木）	野村地区
	15日（金）	前日までに来られなかった方

※会場は市民交流施設あつまるスタジオです。  
 ※土曜日、日曜日、祝日は受け付けていません。  
 ※例年、午前中は大変混み合い、待ち時間が長くなります。あらかじめご了承ください。

### 公的年金受給者の皆さんへ

公的年金などの収入金額が400万円以下で、加えて、公的年金などの所得以外の所得金額が20万円以下の場合、所得税の確定申告は不要です。

なお、確定申告が不要でも「公的年金等の源泉徴収票」に記載されていない控除の適用を受ける場合には、市県民税の申告が必要な場合があります。次のフローチャートでご確認ください。

### 公的年金受給者の申告判定フローチャート

